

島本町景観 ガイドライン



目次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 1-1 | 景観ガイドラインの目的 | 1 |
| 1-2 | 景観形成の進め方 | 2 |
| 2 | 景観の特徴 | 3 |
| 2-1 | 景観資源 | 3 |
| 2-2 | 景観の類型別特性 | 5 |
| 3 | 景観計画区域の類型区分 | 7 |
| 4 | 行為の制限（景観形成基準）の解説 | 8 |
| 4-1 | 北摂山系区域 | 8 |
| 4-2 | 山並み配慮区域 | 11 |
| 4-3 | 淀川沿岸区域 | 14 |
| 4-4 | 水無瀬川沿岸区域 | 17 |
| 4-5 | 西国街道区域 | 20 |
| 4-6 | 国道 171 号沿道区域 | 23 |
| 4-7 | 一般市街地区域 | 26 |
| 4-8 | 色彩基準 | 29 |

1 はじめに

1-1 景観ガイドラインの目的

本町では、北摂山系の森林、淀川・水無瀬川などの豊かな自然環境の中にまちなみが形成されてきました。そして、西国街道や水無瀬神宮、若山神社などの歴史的資源があり、さらに、各地域に目を向ければ、歴史や成り立ちを背景として、長い生活の営みの中で積み重ねられてきた景観が現在の特徴となって表れています。

本町特有の景観の保全と魅力ある景観の創出が求められるなか、本町では、景観行政団体化に伴い、町の全域を景観計画区域とする「島本町景観計画」を策定しました。

景観は、日々の暮らしや営みの積み重ねのなかで形づくられていくものです。良好な景観を形成していくためには、景観形成の主体となる住民、事業者のみなさまや行政が普段から景観に対する意識を高めることが重要です。

本ガイドラインは、「島本町景観計画」で定める建築物や工作物等の景観形成基準の解説、具体的な景観づくりの方法を紹介しています。景観法に基づく届出をされる方はご活用ください。また、届出対象行為以外であっても、建築物の建築や工作物の新築や改修などの際にも参考にしてください。

なお、本ガイドラインは「これさえ守ればよい」という性格のものではありません。個々の建築物や工作物の新築や改修等の際には、本ガイドラインを基本としつつ、さらに創造性と周囲との調和をもってよりよい景観づくりに取り組みましょう。

1-2 景観形成の進め方

建築物等を計画する際に、良好な景観形成のための進め方と心がけるべきことを記載しています。

■準備編

1 景観形成の目標像を確認する

- ・計画地が島本町景観計画に示す7つの地域のどこに位置するかを確認し、その地域のめざすべき景観形成の目標像を確認しましょう。

2 景観資源、景観特性を把握する

- ・地域の成り立ち、景観資源や歴史的な建築物の位置、景観特性について、島本町景観計画や「2 景観の特徴」(p3~p6)でまとめられている内容を確認し、計画地周辺の地図を見ながら、周辺にある資源や地域の景観特性を把握しましょう。

3 現地に行って、周囲の景観の様子を確認する

- ・計画地から何が見えるか、地形や周囲の景観がどうなっているか、配慮すべき資源がどこにあるかなどを現地で確認しましょう。

■計画編

1 景観形成のコンセプトを考える

- ・準備編で確認した景観形成の目標像や景観資源、地域の景観特性、現地の状況を踏まえて、計画において重視する大きな方向性（景観形成のコンセプト）を考えましょう。

2 周囲の景観特性を計画に活かす工夫を考えてみましょう

- ・準備編で把握した景観特性を活かすべく、ヒントを参考にしながら、コンセプトを具体的な設計に反映するために、どんな工夫ができるのかを考えてみましょう。
- ・「4 行為の制限（景観形成基準）の解説」(p8~)では、具体的な配慮の仕方や例を示しています。それらを活用して、設計に反映できる部分がないかを考えましょう。

3 「景観チェックシート」に工夫や配慮を行った内容を書き込みましょう

- ・「景観チェックシート」に計画の過程で工夫や配慮した内容を具体的に書き込みましょう。

4 計画案をもとに施主・関係者と調整を行いましょう

- ・計画案を施主や関係者（周辺の住民など）と話し合い、調整しましょう。

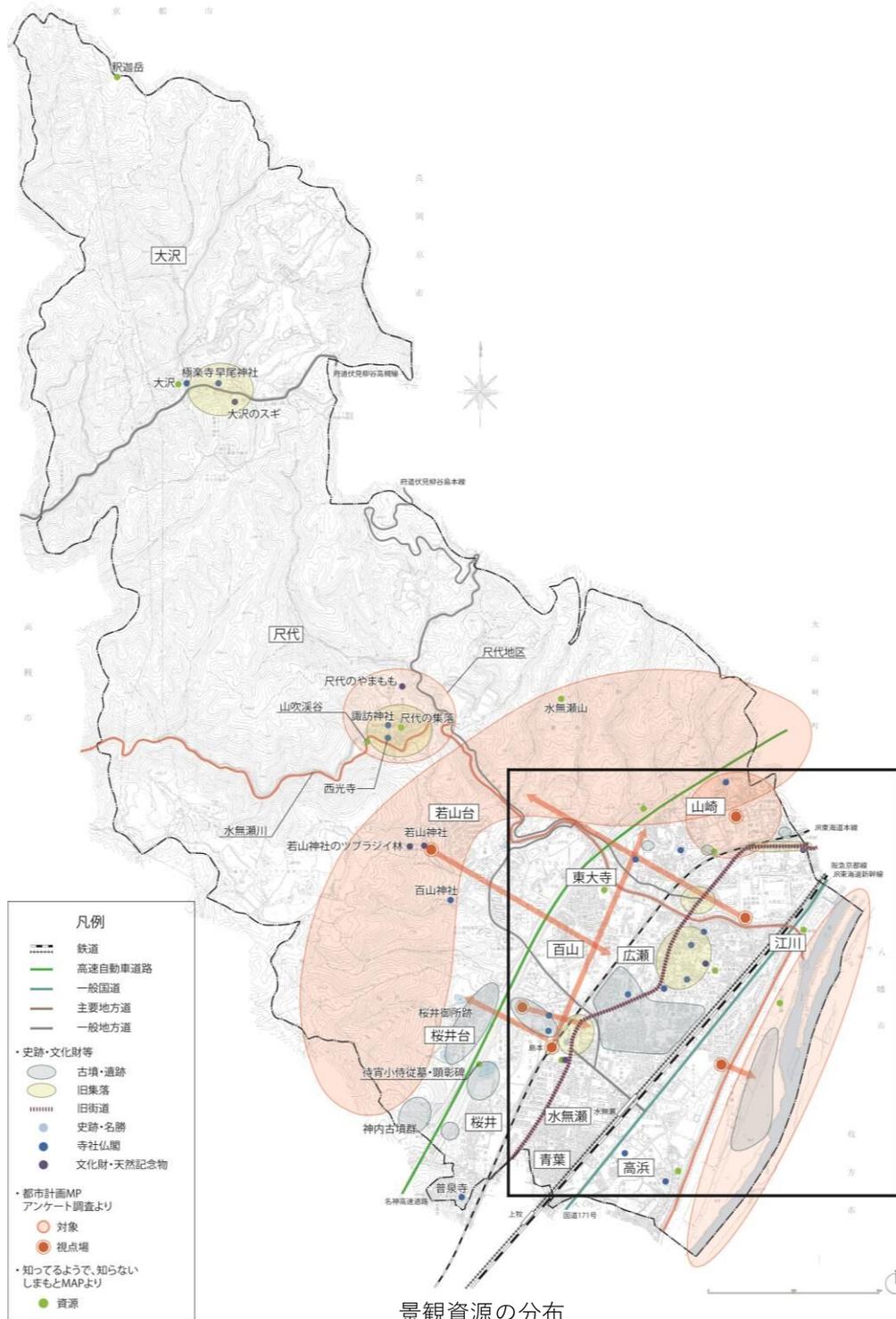
5 事前協議や届出の流れを確認し、必要な書類を準備しましょう

- ・景観計画区域内（町全域）で大規模建築物等の新築等を行う際には、あらかじめ景観法に基づく届出が必要となりますが、計画の早期の段階で、届出の前に、事前協議を行ってください。なお、事前協議では必要に応じて景観アドバイザーが助言を行います。
- ・届出のてびきには、手続きの流れ、届出に必要な書類について記載しています。

2 景観の特徴

2-1 景観資源

指定文化財等、アンケートや町のガイドマップを踏まえると、本町には以下のような景観資源があり、自然や歴史に関連する景観資源を多く有しています。



景観資源の分布拡大図



大沢のスギ



若山神社からの景観



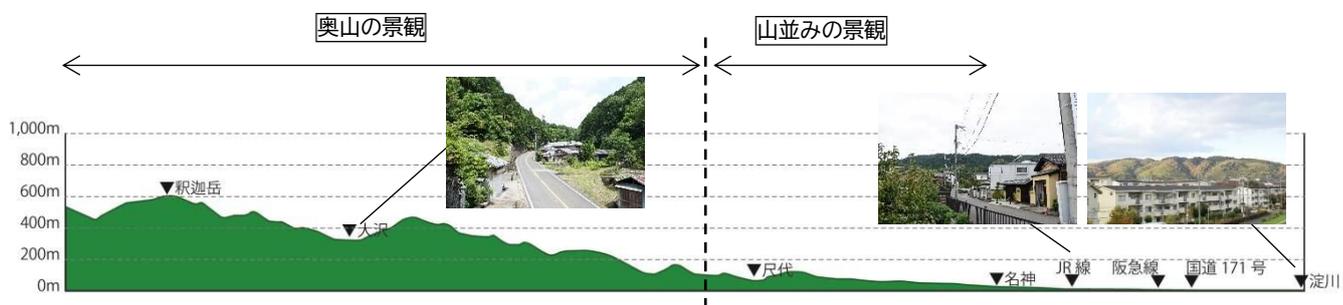
淀川の広がりが見通しのある景観

2-2 景観の類型別特性

①山並みの景観

町北西側の大半を山林が占め、市街地の背景となる山並み景観と奥山の景観が本町の景観の特徴となっています。市街地から望める山並みは、本町の緑の豊かさや四季折々の魅力が感じられる景観として重要です。さらに奥の山間部は、きれいな水や空気、多様な生き物を育む豊かな自然環境があり骨格となる自然景観を形成しています。

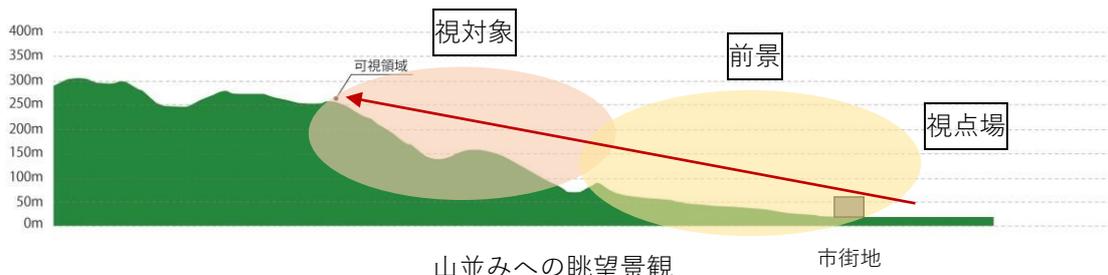
アンケート調査では、山の景色がお気に入りの景観として多く挙げられており、その中で視点場として JR 島本駅前及び水無瀬川が挙げられています。その前景として市街地の景観が存在し、景観資源である山並みの視点場からの見え方に配慮した建築物や工作物の配置、色彩、緑化などによる景観形成が重要です。



断面図（釈迦岳～淀川）

眺望景観の特徴

| 眺望景観 | 視点場 | 視対象 | 前景 | 特徴 |
|--------------------|---------|-----|-------------------|---|
| JR 島本駅からの山並みへの眺望景観 | JR 島本駅前 | 山並み | 市街地の景観 | 駅前からの眺めで、山並みが市街地の背景として望め、山並みの存在と緑の豊かさを感じさせる。 |
| 水無瀬川からの山並みへの眺望景観 | 水無瀬川 | 山並み | 水無瀬川、沿川の並木、市街地の景観 | 水無瀬川の線的な視点場からの眺めで、川沿いの並木が山並みへの視線を誘導するとともに、視覚的なまとまりや統一感を感じさせる。 |



②水無瀬川と淀川の河川景観

水無瀬川は山間部から市街地を通り、淀川へと合流しており、水無瀬川を軸としてうるおいのある自然景観が形成されています。河川敷の緑化や河川沿いの並木など住宅地と調和したうるおいのある景観が見られます。アンケート調査では、水無瀬川がお気に入りの景観として最も多く挙げられています。

川沿いの緑や水面は、本町の景観を特徴づけるとともに、周辺のまちなみにうるおいを与えている重要な景観要素です。河川周辺では、建築物や工作物において、水辺の自然との調和に配慮が必要です。



水無瀬川上流の乙女の滝



水無瀬川沿いの桜並木の続く景観



淀川沿いの景観

③豊かな歴史文化資源周辺の景観

寺社など歴史・文化的な建造物、街道などは、地域の歴史風土を伝える重要な景観要素です。これらの景観要素を大切に継承していくとともに、その周辺においても歴史と文化の感じられる豊かな景観を形成していけるよう、景観要素と建築物や工作物の調和に配慮が必要です。



水無瀬神社



西国街道（山崎）



若山神社

④住宅地の景観

昔ながらの農村集落や街道沿いの集落景観、住宅地開発によって生まれた戸建て住宅地や中高層の集合住宅が並ぶ住宅地など、歴史的背景や開発経緯等によって特徴の異なる多様な住宅地の景観が見られます。良好な住環境維持に向けて、建築物や工作物と、周辺の住宅地のまちなみ景観との調和に配慮が必要です。



尺代の集落



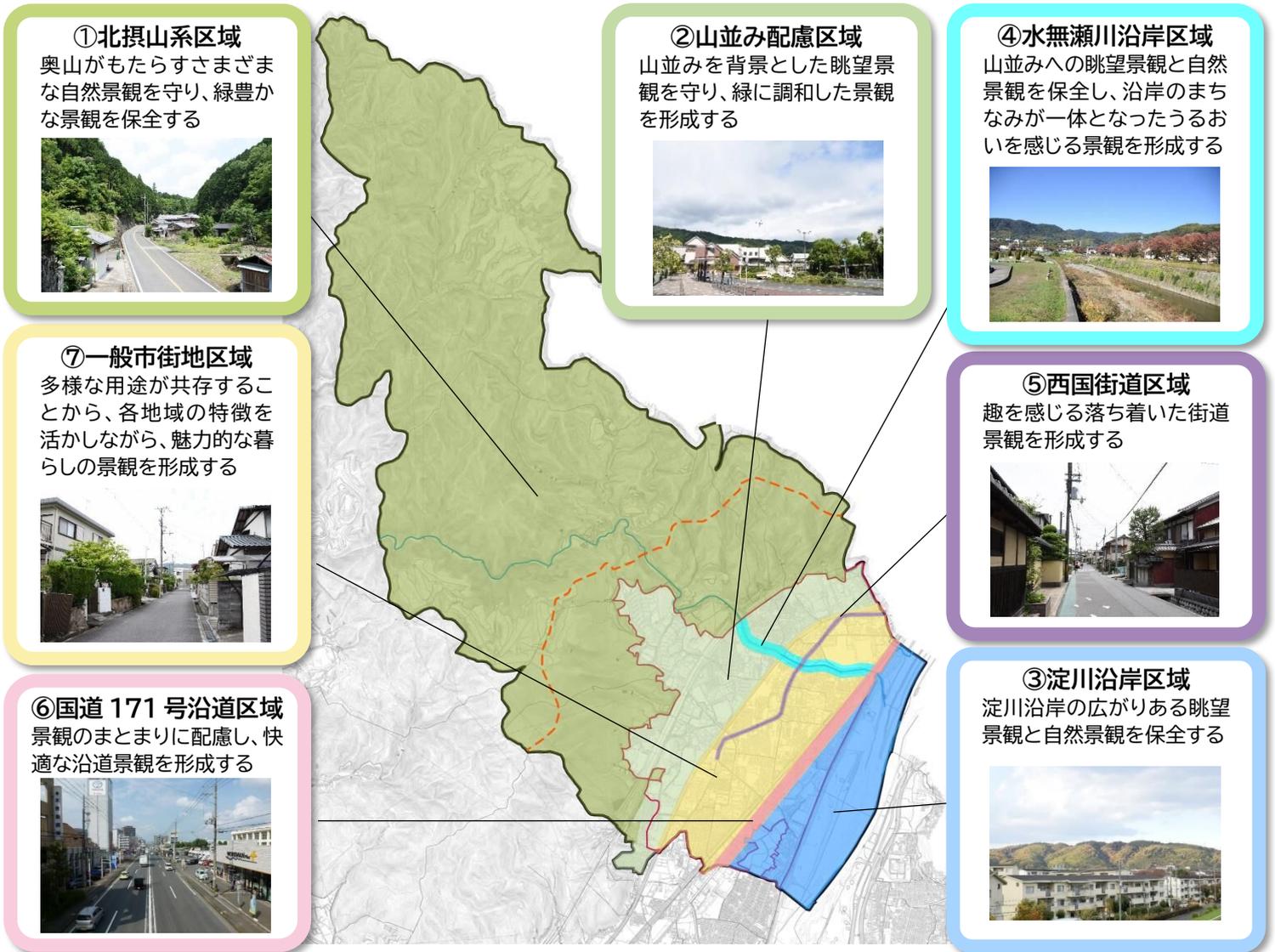
昭和 30 年代土地区画整理事業により開発された住宅



平成 22 年頃工場等跡地に建てられた集合住宅

3 景観計画区域の類型区分

島本町景観計画では、本町の景観を、地勢、歴史、市街地形成の過程等から、大きく7つの特徴ある地域に区分し、これらの地域ごとに景観特性を把握したうえで、景観形成の目標像を示しています。本町の景観計画では町全域を景観計画区域とするとともに、この7つの区域ごとに届出対象行為と景観形成の基準を定めています。



| 類型区分 | 区域の範囲 |
|---------------|--|
| ①北摂山系区域 | ・奥山のうち市街化調整区域 |
| ②山並み配慮区域 | ・JR 東海道本線より西側のうち主に市街化区域 (一部市街化調整区域含む) |
| ③淀川沿岸区域 | ・国道 171 号沿道区域の東側の区域 |
| ④水無瀬川沿岸区域 | ・水無瀬川の河川区域及びその河川区域に沿った区域 (河川区域の端から 50m幅の区間を合わせた区域を基本とする) |
| ⑤西国街道区域 | ・JR 島本駅前以东の区間の西国街道及びその沿道の区域 (道路の端から両側 10mの幅の区間を合わせた区域を基本とする) |
| ⑥国道 171 号沿道区域 | ・国道 171 号及びその沿道の区域 (道路の端からの両側 50mの幅の区間を合わせた区域を基本とする) |
| ⑦一般市街地区域 | ・国道 171 号沿道区域の西側から JR 東海道本線より東側の区域 |

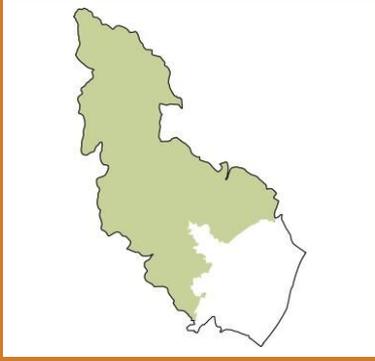
【凡例】

- 景観計画区域
- ①北摂山系区域
- ②山並み配慮区域
- ③淀川沿岸区域
- ④水無瀬川沿岸区域
- ⑤西国街道区域
- ⑥国道171号沿道区域
- ⑦一般市街地区域
- 市街化区域
- 河川
- - - 眺望可能山並み範囲

4 行為の制限（景観形成基準）の解説

4-1 北摂山系区域

対応する区域



景観計画の方針

奥山がもたらすさまざまな自然景観を守り、
緑豊かな景観を保全する

北摂山系により、本町の骨格となる自然景観が形成されています。奥山の山並みに囲まれ、森林や田園、河川など、奥山がもたらすさまざまな自然景観が形成されています。これらの自然景観を守り、緑豊かな景観を保全します。

建築物等

景観形成基準

◇配置（建築物）

- 地形の変更は必要最小限とする。
- 山並み等の自然景観の保全に配慮して適切に配置する。

◇配置（工作物）

- 公共空間から目立たないようにできるだけ配慮するとともに、修景等の対策を講じる。

◇色彩（建築物・工作物共通）

- 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、山並み等の自然を活かすため、自然の色彩よりも目立つ色や配色は行わない。
- ※別表1の色彩基準を遵守すること。

◇外壁（建築物・工作物共通）

- 原則、長大な壁面等は設置しない。

景観づくりの方法

- 公共空間から目立たない敷地の奥に建築物を配置



- 建築物を分棟型とし、ゆとりを持たせて配置



- 背景の森林になじむ落ち着いた印象の色彩



- 周辺環境と一体となって感じられる地面の色と似た色彩



- 見晴らしを保つ、高さを抑えた低層の建築物



- 外壁の存在感を軽減する足元の緑化



◇意匠（建築物・工作物共通）

○周辺の自然景観になじまない突出した意匠としない。

○背景の丘陵になじむ勾配屋根、落ち着いた色彩で自然になじむ意匠



○背景となる山並みの傾斜に合わせた形態の建築物



◇敷地内の緑化（建築物・工作物共通）

○既存樹木はできる限り保全に努める。
○山並みの緑に配慮し、敷地内に緑を適切に配置する。

○周辺の自然景観になじむ敷地傾斜面の緑化



○敷地内に取り込んだ既存樹木と新たな植栽による緑豊かな外構



◇屋外に設置するもの（建築物）

○駐車場、駐輪場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、無機質な印象を和らげるためにデザインを工夫する。

○道路から見にくい敷地の奥に設置された駐車場



○樹木で遮蔽し目立たなくした駐車場



◇外壁に設置するもの（建築物）

○建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。

○建築物の外壁と類似の色彩のルーバーを設置し遮蔽された室外機



○ベランダの内側に設置し見えにくくするとともに、外壁と調和したダクト類



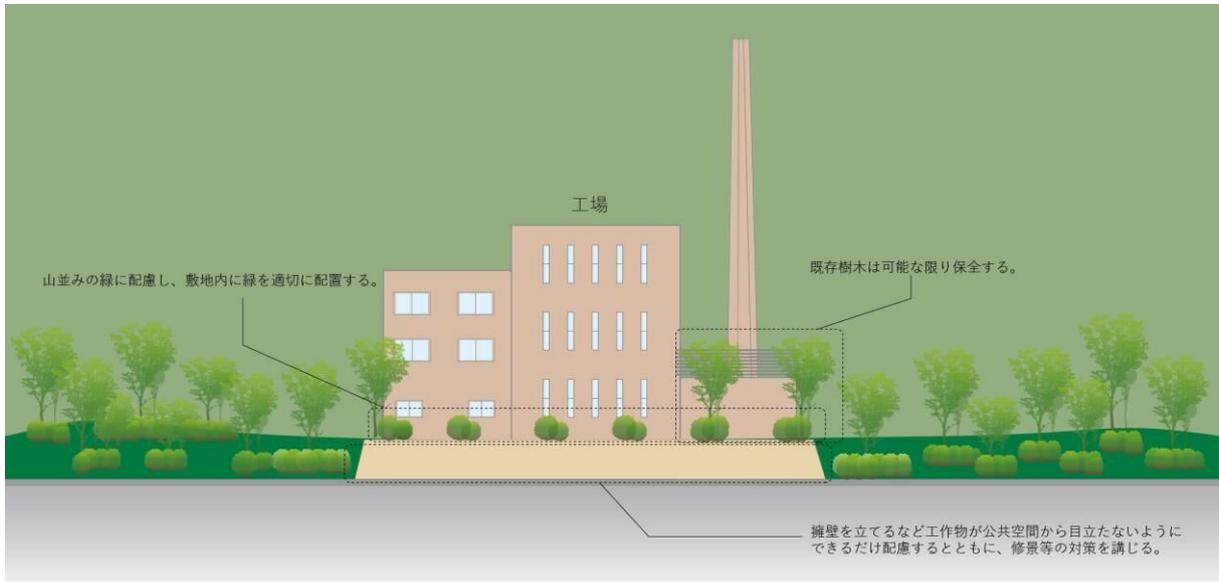
◇屋上に設置するもの
(建築物)

- 高架水槽及び屋上設備は、屋根の中におさめる、壁面の立ち上げ等により修景し、露出させない。
- 屋上工作物及び塔屋等は、背景となる山並みや周辺のまちなみに調和したものとなるよう、建築物と一体化する等により、形状や色彩に配慮する。

○建築物の外壁と類似の色彩のルーバーを設置し遮蔽された屋上設備



○屋根の中におさめる等、屋上設備が露出しない形態



開発行為

- 開発区域内に良好な地域環境を形成している樹林地、水辺空間、貴重な植生等が存する箇所がある場合は、できる限りそれらの保全に努める。
- 地形の改変を最小限に抑えるよう工夫する。
- やむを得ず法面や擁壁が生じる場合は、法面は緑化などを施し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。



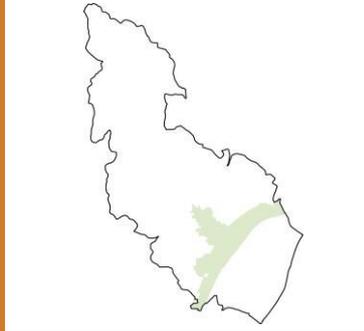
擁壁を分割して設置し、緑を施し、地形を大きく改変しないようにする。



法面は緑化や石積み擁壁を用いて、人工的な印象を和らげる。

4-2 山並み配慮区域

対応する区域



景観計画の方針

山並みを背景とした眺望景観を守り、緑に調和した景観を形成する

北摂山系による山並み景観は、本町の守るべき重要な景観資源です。市街地から山並みを見ると、山裾の傾斜部に立地する建築物の連なりと、その背景となる山並みを望むことができます。この眺望景観を守り、周辺のまちなみが緑に調和した景観を形成します。

建築物等

景観形成基準

◇配置（建築物）

- 地形の改変は必要最小限とする。
- 山並みを背景とする眺望景観への配慮のため、建築物の存在感が軽減される配置に配慮する。

◇配置（工作物）

- 公共空間から目立たないようにできるだけ配慮するとともに、修景等の対策を講じる。

◇色彩（建築物・工作物共通）

- 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ派手なものとししない。
- ※別表1の色彩基準を遵守すること。

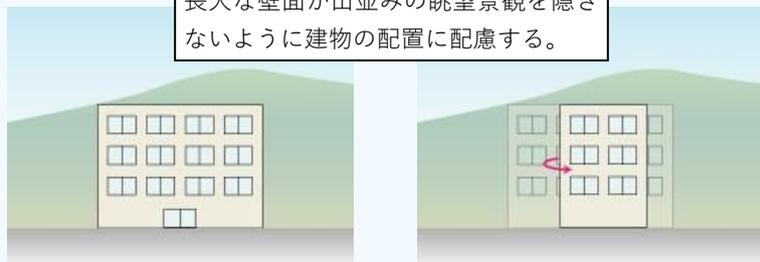
◇外壁（建築物・工作物共通）

- 山並みを背景とする眺望景観に配慮し、長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。

景観づくりの方法

- 主要な視点場からの見え方を意識した配置

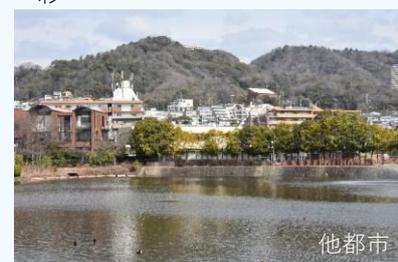
長大な壁面が山並みの眺望景観を隠さないように建物の配置に配慮する。



- 背景の森林になじむ落ち着いた印象の色彩



- 主要な視点場から見たときに、まとまりを感じられる建築物群の色彩



- 外壁の圧迫感を軽減する傾斜の地形になじむ階段状の建築物



- 山並みを背景として見たときに、分棟型とし外壁の見付面積を軽減した建築物



◇意匠（建築物・工作物共通）

○山並み景観に配慮し、周辺の景観になじまない突出した意匠としない。

○自然素材を用いるとともに、擁壁部分を階段状にし、緑化することで周辺の住宅地景観になじむ建築物



○階段状の形態や落ち着いた色彩により、山並み景観になじむ建築物



◇敷地内の緑化（建築物・工作物共通）

○山並みの緑との連続性に配慮し、敷地内に緑を適切に配置する。

○塀・さく等はまちなみへの調和に配慮し、無機質なものにならないよう工夫する。

○周辺の自然景観になじむ敷地傾斜面の緑化



○敷地に中高木や地被類を用いて立体感をつけた植栽



◇屋外に設置するもの（建築物）

○駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、無機質な印象を和らげるためにデザインを工夫する。

○道路から見えにくい敷地の奥に設置された駐車場



○樹木で遮蔽し目立たなくした駐車場



◇外壁に設置するもの（建築物）

○建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。

○建築物の外壁と類似の色彩のルーバーを設置し遮蔽された室外機



○ベランダの内側に設置し見えにくくするとともに、外壁と調和したダクト類



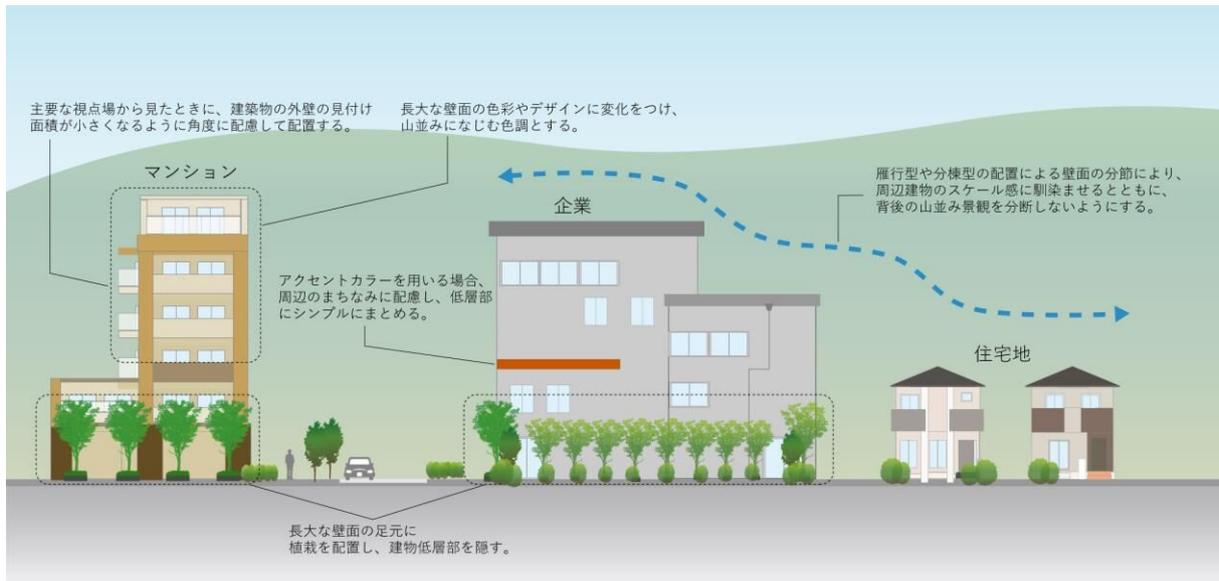
◇屋上に設置するもの（建築物）

- 高架水槽及び屋上設備は、屋根の中におさめる、壁面の立ち上げ等により修景し、露出させない。
- 屋上工作物及び塔屋等は、背景となる山並みや周辺のまちなみに調和したものとなるよう、建築物と一体化する等により、形状や色彩に配慮する。

○建築物の外壁と類似の色彩のルーバーを設置し遮蔽された屋上設備



○屋根の中におさめる等、屋上設備が露出しない形態



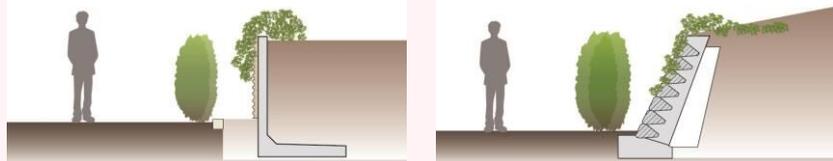
開発行為

- 開発区域内については、公共空間から目立つ箇所に樹木等による緑化修景を行う。
- 法面や擁壁が生じる場合は、法面は緑化などを施し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。



道路や公共空間に面する敷際に植栽帯などを設け緑化修景する。

法面は緑化や石積み擁壁を用いて、人工的な印象を和らげる。



4-3 淀川沿岸区域

対応する区域



景観計画の方針

淀川沿岸の広がりある眺望景観と自然景観を保全する

淀川河川敷堤防から市街地の方向を見ると、市街地や遠くの山並みまで望める広がりある眺望景観が形成されています。また、沿岸部は、河川や河川敷の緑地、まとまった農地といった自然景観が形成されています。このような眺望景観と自然景観を保全します。

建築物等

景観形成基準

景観づくりの方法

◇配置（建築物）

○淀川に面する敷地は、淀川に面する敷地からゆとりを持たせて配置する。

◇配置（工作物）

○公共空間から目立たないようにできるだけ配慮するとともに、修景等の対策を講じる。

◇色彩（建築物・工作物共通）

○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、派手なものとし

ない。
※別表1の色彩基準を遵守すること。

◇外壁（建築物・工作物共通）

○長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。

○河川敷からゆとりを持たせた建築物配置



○河川に面して長大な壁面が向かないよう角度をふって配置



○全体を緑と調和する落ち着いた印象の色彩とし、高層部は空と調和する高明度の色



○色彩に共通性をもたせ、落ち着いた印象の建築物



○色彩・素材により変化をつけて分節した外壁



○足元を緑化し、外壁の存在感を軽減した建築物



◇意匠（建築物・工作物共通）

○周辺の景観になじまない突出した意匠としない。

○高所から見た時に背景の山並みに調和する勾配屋根の建築物



○河川に向かって表を向けた建築物



◇敷地内の緑化（建築物・工作物共通）

○淀川や農地に面する敷地は、淀川や農地に面する敷地に緑を適切に配置することで潤いのある空間の確保に配慮する。

○河川敷に面して配置した植栽



○開放的な緑の空間



◇屋外に設置するもの（建築物）

○駐車場、駐輪場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、無機質な印象を和らげるためにデザインを工夫する。

○河川から見えにくいよう敷地の内側に駐車場を配置



○樹木で遮蔽し目立たなくした駐車場



◇外壁に設置するもの（建築物）

○建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。

○建築物の外壁と類似の色彩のルーバーを設置し遮蔽された室外機



○ベランダの内側に設置し見えにくくするとともに、外壁と調和したダクト類



◇屋上に設置するもの（建築物）

○高架水槽及び屋上設備は、屋根の中におさめる、壁面の立ち上げ等により修景し、露出させない。

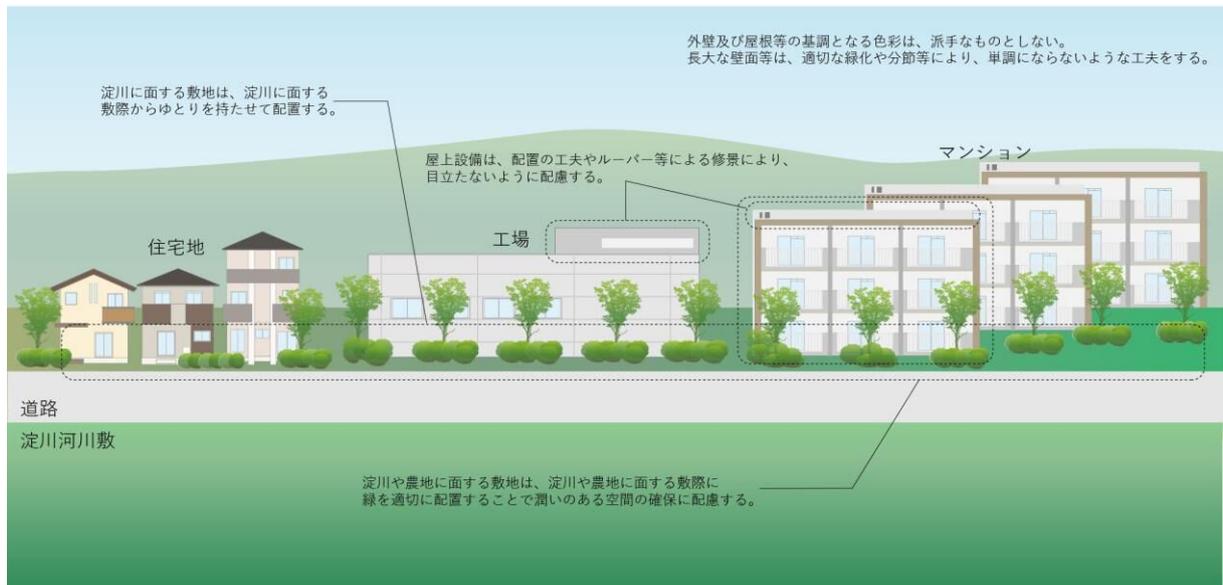
○屋上工作物及び塔屋等は、淀川からの見え方に配慮し、建築物と一体化する等により、形状や色彩に配慮する。

○建築物の外壁と類似の色彩のルーバーを設置し遮蔽された屋上設備



○屋根の中におさめる等、屋上設備が露出しない形態





開発行為

○開発区域内については、公共空間から目立つ箇所に樹木等による緑化修景を行う。



道路や公共空間に面する敷際に植栽帯などを設け緑化修景する。

4-4 水無瀬川沿岸区域

対応する区域



景観計画の方針

山並みへの眺望景観と自然景観を保全し、沿岸のまちなみが一体となったうるおい感じる景観を形成する

水無瀬川は本町の重要な景観資源の一つです。山並みに対し見通しのよい眺望景観が形成されているとともに、河川周辺は公園や桜並木など水と緑が一体となったうるおいある景観が形成されています。このような景観を保全します。

建築物等

景観形成基準

◇配置（建築物）

○水無瀬川に面する敷地は、水無瀬川に面する敷地からゆとりを持たせて配置する。

◇配置（工作物）

○公共空間から目立たないようにできるだけ配慮するとともに、修景等の対策を講じる。

◇色彩（建築物・工作物共通）

○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、派手なものではない。

※別表1の色彩基準を遵守すること。

◇外壁（建築物・工作物共通）

○長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。

景観づくりの方法

○河川敷の広がりある景観を保つ建築物配置



○河川に面して外壁の長辺が出ないよう配置



○全体を緑と調和する落ち着いた印象の色彩とし、高層部は空と調和する高明度の色



○色彩に共通性をもたせ、落ち着いた印象の建築物



○公共空間に面した壁面を雁行させ、緑を配置することで圧迫感を軽減した建築物



○足元を緑化し、外壁の存在感を軽減した建築物



◇意匠（建築物・工作物共通）

○周辺の景観になじまない突出した意匠としない。

○落ち着いた印象の色彩でまとめ、建築物形態は曲線を組み合わせ、自然となじんだ印象の建築物



他都市

○河川に向かって表を向けた建築物



他都市

◇敷地内の緑化（建築物・工作物共通）

○水無瀬川に面する敷地は、水無瀬川に面する敷地に緑を適切に配置することで潤いのある空間の確保に配慮する。

○公共空間の緑と一体となるよう面したところに植栽を配置



他都市

○公共空間に面してゆとりを持たせ、緑の空間を提供



他都市

◇屋外に設置するもの（建築物）

○駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、無機質な印象を和らげるためにデザインを工夫する。

○河川から見えにくいよう敷地の内側に駐車場を配置



他都市

○樹木で遮蔽し目立たなくした駐車場



◇外壁に設置するもの（建築物）

○建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。

○建築物の外壁と類似の色彩のルーバーを設置し遮蔽された室外機



他都市

○ベランダの内側に設置し見えにくくするとともに、外壁と調和したダクト類



◇屋上に設置するもの（建築物）

○高架水槽及び屋上設備、屋上工作物及び塔屋等は、周辺のまちなみから目立たないように配慮する。

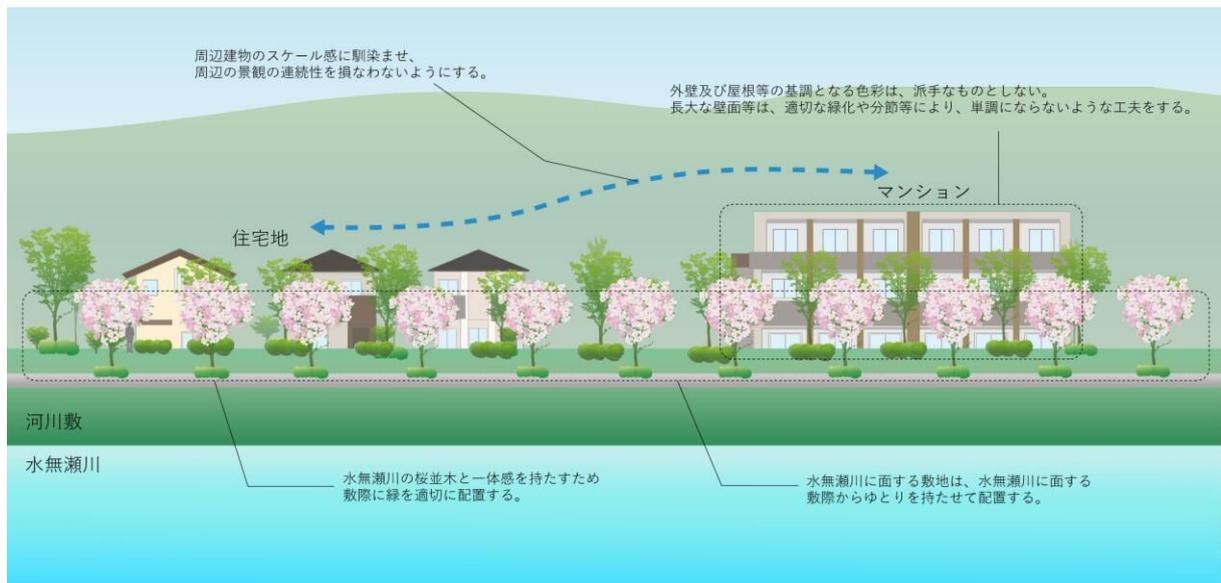
○目立たないように内側に配置された屋上設備



他都市

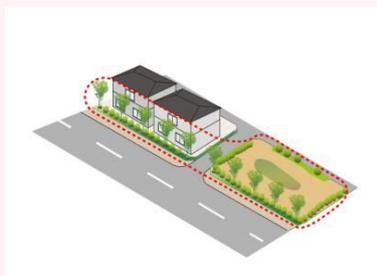
○ルーバーを設置し遮蔽された屋上設備





開発行為

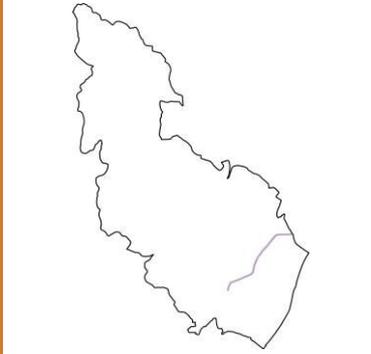
○開発区域内については、公共空間から目立つ箇所に樹木等による緑化修景を行う。



道路や公共空間に面する敷際に植栽帯などを設け緑化修景する。

4-5 西国街道区域

対応する区域



景観計画の方針

趣を感じる落ち着いた街道景観を形成する

西国街道は往来の中心として栄えてきました。現在も街道沿いには歴史を伝える資源が点在するとともに、家屋の外観やその連なりのなかに、趣を感じさせる景観が形成されています。このような街道沿いの景観を守り育てていきます。

建築物等

景観形成基準

◇配置（建築物）

○周辺のまちなみとの連続性に配慮した配置する。

◇配置（工作物）

○公共空間から目立たないようにできるだけ配慮するとともに、修景等の対策を講じる。

◇色彩（建築物・工作物共通）

○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、周辺の落ち着いたまちなみとの調和に配慮し、派手なものとしな。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。

◇外壁（建築物・工作物共通）

○長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。

景観づくりの方法

○街道に面して壁面線が揃ったまちなみ



○壁面線の連なりに配慮し3階部分をセットバック



他都市

○低明度の色彩を中心にまとめた落ち着いた印象の建築物



○隣接する建築物と似た色でまとめた建築物



他都市

○建築物形状をL字型にし、庭を配置し圧迫感を軽減した建築物



○雁行型とし、壁面の存在感を軽減した建築物



他都市

◇意匠（建築物・工作物共通）

○歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、周辺の景観になじまない、突出した意匠としない。

○街道沿いの景観に調和する傾斜屋根や格子調の窓等、和風の要素を取り入れた建築物



○平入の屋根形状や色彩を周辺と調和するようにした建築物



◇敷地内の緑化（建築物・工作物共通）

○周辺のまちなみとの連続性に配慮の上、敷地内に緑を適切に配置する。

○塀・さく・門はまちなみへの調和に配慮し、無機質なものにならないよう工夫する。

○敷地内に緑を配置し、街道沿いの壁面線の連なり越しに緑が見える



○無機質な印象をやわらげる生垣と塀との組み合わせ



◇屋外に設置するもの（建築物）

○駐車場、駐輪場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、無機質な印象を和らげるためにデザインを工夫する。

○駐車場を建築物の1階部分に取り込み木の扉で遮蔽



○周辺のまちなみの連続性に配慮した瓦塀で遮蔽



◇外壁に設置するもの（建築物）

○建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等は、街道から見えにくい場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。

○建築物の外壁と類似の色彩のルーバーを設置し遮蔽された室外機



○ベランダの内側に設置し見えにくくするとともに、外壁と調和したダクト類



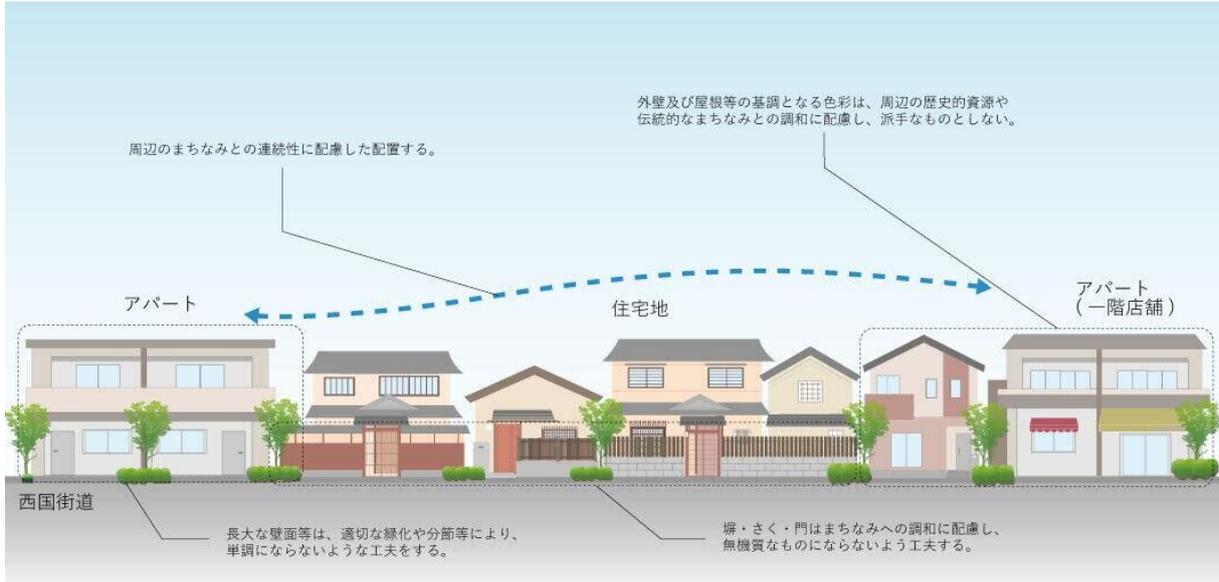
◇屋上に設置するもの（建築物）

○高架水槽及び屋上設備、屋上工作物及び塔屋等は、周辺のまちなみから目立たないように配慮する。

○目立たないように内側に配置された屋上設備



○ルーバーを設置し遮蔽された屋上設備



開発行為

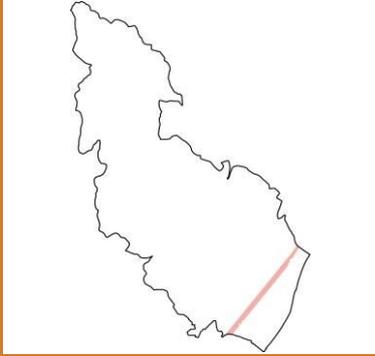
○開発区域内の道路沿道については、歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、周辺の景観になじむよう修景を行う。



壁面や塀に木材を用いるなど、周囲の景観と調和させる。

4-6 国道 171 号沿道区域

対応する区域



景観計画の方針

景観のまとまりに配慮し、快適な沿道景観を形成する

国道沿道は多様な用途・規模の建築物が混成しています。多様な用途が共存しながらまとまりを感じられる景観に配慮し、快適な沿道景観を形成します。

建築物等

景観形成基準

◇色彩（建築物・工作物共通）

- 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、派手なものとしなない。
- ※別表 1 の色彩基準を遵守すること。

◇外壁（建築物・工作物共通）

- 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。

◇意匠（建築物・工作物共通）

- 周辺の景観になじまない突出した意匠としない。

◇意匠（建築物）

- 工業・業務系用途については、まとまりのある意匠を施すとともに、単調な外観を避け、まちなみに表情を与えるデザインに配慮する。

景観づくりの方法

- 市街地の幹線道路沿いにおいて、明るい印象の色彩で統一した建築物



他都市

- 周囲に住宅地があり、落ち着いた印象の色彩とした建築物



他都市

- 幹線道路に面して建築物を階段状にすることで、道路から見たときの圧迫感を軽減した建築物



他都市

- 道路に近い位置にある長大な壁面を緑化することで分節



他都市

- カーテンウォールの使用や植栽による緩やかな境界により開放性を持たせた建築物



他都市

- 周辺の住宅地に調和する色彩、コーポレートカラーをアクセントカラーとして用いた建築物



他都市

◇敷地内の緑化（建築物・工作物共通）

○道路に面する敷地には、緑を適切に配置する。

○少ない空間でも印象を和らげるよう公共空間に面して緑を配置



○公共空間から工場が目立たないように高木や低木を組み合わせる緑により遮蔽



◇屋外に設置するもの（建築物）

○駐車場、駐輪場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、無機質な印象を和らげるためにデザインを工夫する。

○地被類で緑化し、無機質な印象を和らげた駐車場



○建築物をピロティ状にし、駐車場を配置



◇外壁に設置するもの（建築物）

○建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。

○建築物の外壁と類似の色彩のルーバーを設置し遮蔽された室外機



○ベランダの内側に設置し見えにくくするとともに、外壁と調和したダクト類



◇屋上に設置するもの（建築物）

○高架水槽及び屋上設備、屋上工作物及び塔屋等は、周辺のまちなみから目立たないように配慮する。

○目立たないように内側に配置された屋上設備



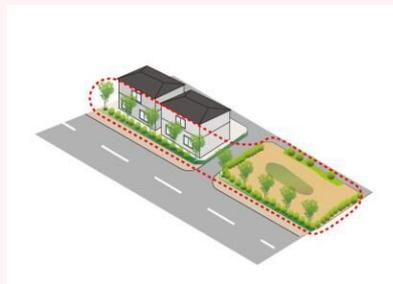
○ルーバーを設置し遮蔽された屋上設備





開発行為

○開発区域内については、公共空間から目立つ箇所に樹木等による緑化修景を行う。



道路や公共空間に面する敷際に植栽帯などを設け緑化修景を行う。

4-7 一般市街地区域

対応する区域



景観計画の方針

多様な用途が共存することから、各地域の特徴を活かしながら、魅力的な暮らしの景観を形成する

住宅や商業、工場地等、多様な用途が存在します。多様な用途が混在するエリアでは、住宅地としての快適性に配慮しながら、うるおいやにぎわい、活力を感じる景観形成を進めるなど、それぞれの景観の特徴を活かしながら、魅力的な暮らしの景観を形成します。

建築物等

景観形成基準

景観づくりの方法

◇色彩（建築物・工作物共通）

- 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、派手なものとしなない。
- ※別表1の色彩基準を遵守すること。

- ポイントで外壁面の色彩に変化をつけた建築物



- 全体を同系色でまとめた落ち着いた印象の建築物



他都市

◇外壁（建築物・工作物共通）

- 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。

- ガラス面との組み合わせで変化を持たせた外壁



他都市

- 道路に近い位置にある長大な壁面を緑化することで分節



他都市

◇意匠（建築物・工作物共通）

- 周辺の景観になじまない、突出した意匠としない。

- 1階部分をガラス面で開放感を持たせ、落ち着いた印象の広告物等でまとめた商業系用途の建築物



- 外壁にガラスを用い、意匠に変化をつけながら、色彩はダークグレーをベースにまとめた業務系用途の建築物



他都市

◇意匠（建築物）

- 工業・業務系用途については、まとまりのある意匠を施すとともに、単調な外観を避け、まちなみに表情を与えるデザインに配慮する。

- 商業系用途については、まちなみへの連続性やスケール感に応じたにぎわい形成に寄与する意匠とする。
- 住居系用途については、落ち着きを感じられる意匠とする。

- 低層部は開放感を持たせ、歩行者目線であらうおいを感じさせる建築物



- 周辺の住宅地との連続性に配慮したまとまりをもたせた建築物



◇敷地内の緑化（建築物・工作物共通）

- 道路に面する敷地には、緑を適切に配置する。
- 農地に面する敷地は、農地に面する敷地に緑を適切に配置する。

- 街路樹に面する位置に配置し一体感を持たせた植栽



- 道路からゆとりを持たせて建築物を配置し、豊富な緑の空間を配置



◇屋外に設置するもの（建築物）

- 駐車場、駐輪場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、無機質な印象を和らげるためにデザインを工夫する。

- 建築物をピロティ状にし、駐車場を配置



- 植栽により遮蔽した駐輪場



◇外壁に設置するもの（建築物）

- 建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。

- 建築物の外壁と類似の色彩のルーバーを設置し遮蔽された室外機



- ベランダの内側に設置し見えにくくするとともに、外壁と調和したダクト類



◇屋上に設置するもの（建築物）

- 高架水槽及び屋上設備、屋上工作物及び塔屋等は、周辺のまちなみから目立たないように配慮する。

- 目立たないように内側に配置された屋上設備



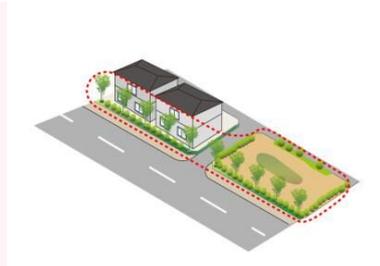
- ルーバーを設置し遮蔽された屋上設備





開発行為

○開発区域内については、公共空間から目立つ箇所に樹木等による緑化修景を行う。



道路や公共空間に面する敷地に植栽帯などを設け緑化修景を行う。

4-8 色彩基準

【別表1 (色彩基準)】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準(外壁基本色)

- ① R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、明度3以上9以下、彩度6以下
- ② Y(黄)系の色相の場合、明度3以上9以下、彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、明度3以上9以下、彩度2以下
- ④ 無彩色の場合、明度3以上9以下

※JISのマンセル表色系による

- ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
- ・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合
 ※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
 ※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- 色彩基準については、最低限の基準を定めているため、色彩計画においては、本町の「景観ガイドライン」を活用すること。

